

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

袖ヶ浦市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

袖ヶ浦市長

公表日

令和6年5月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	生活保護に関する事務	
②事務の概要	・生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年社発第382号)に基づき、生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人についても、同様の事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2) 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3) 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4) 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 個人住民税システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 地方公共団体 情報連携中間サーバー 5. 統合専用端末 6. 医療保険者等向け中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
1. 生活保護ファイル 2. 宛名情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表 第23項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条、第22条	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	袖ヶ浦市 福祉部 地域福祉課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	袖ヶ浦市 福祉部 地域福祉課 生活支援班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 時点日	平成27年4月1日時点	平成29年2月24日時点	事後	
平成29年2月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 時点日	平成27年4月1日時点	平成29年2月24日時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務 ③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 宛名管理システム 3. 個人住民税システム 4. 固定資産税・都市 計画税システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー	1. 生活保護システム 2. 個人住民税システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 地方公共団 体 情報連携中間サーバーシステム	事後	
令和1年6月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 ＜情報照会事務＞ 26の項 ＜情報提供事務＞ 9、10、14、24、26、27、28、30、31、50、54、61、 62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、 120の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令（平 成26年内閣府・総務省令第7号） 上記、番号法別表第二における情報提供及び 情報照会の根拠とした各項における主務省令 で定める事務及び情報について、それぞれを 定める各条項	番号法第19条、第22条及び別表第二	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年2月24日 時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年2月24日 時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	Ⅳ リスク対策	－	様式改定に伴い新規追加	事後	
令和1年6月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	－	課長 （様式改定により修正）	事後	
令和3年4月1日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 電話番号	0438(62)2104	0438(62)2111	事前	
令和3年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問い合わせ	0438(62)3159	0438(62)2111	事前	
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
令和6年5月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保 護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの。	・生活保護法（昭和25年法律第144号）による保 護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学 準備給付金の支給、保護に要する費用の返還 又は徴収金の徴収に関する事務 ・生活に困窮する外国人に対する生活保護の 措置について（昭和29年社発第382号）に基 づき、生活保護法に準じて行う生活に困窮する 外国人についても、同様の事務を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律（平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。）に基づき、特定 個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 生活保護システムから医療保険者等向け 中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2) 医療保険者等向け中間サーバー等におけ る資格履歴の管理 (3) 医療保険者等向け中間サーバー等におけ る本人確認事務 (4) 医療保険者等向け中間サーバー等におけ る機関別符号の取得等	事前	
令和6年5月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 個人住民税システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 地方公共団 体 情報連携中間サーバーシステム	1. 生活保護システム 2. 個人住民税システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 地方公共団 体 情報連携中間サーバー 5. 統合専用端末 6. 医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和6年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 ・評価対象の事務の対象人数 は何人か ・いつ時点の計数か	・1,000人以上1万人未満 ・令和3年3月1日時点	・1,000人未満（任意実施） ・令和6年3月31日時点	事前	
令和6年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 ・いつ時点の計数か	・令和3年3月1日時点	・令和6年3月31日時点	事前	
令和6年5月27日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一 第15項	・番号法 第9条第1項 別表 第23項	事前	
令和6年5月27日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条、第22条及び別表第二	番号法第19条、第22条	事前	